同志社大学大学院司法研究科

2023年度秋学期末試験問題

科目名：△国際私法Ⅱ

担当者：高橋　宏司

持込参照：司法試験用六法

試験時間：90分

講評会：

第一問

運送業を営む甲国法人Yは、日本に常居所を有する甲国人Zを雇用し、長年にわたり、日本において、トラックを使った貨物運送に従事させていた。ある日、Zは、運転中に不注意でよそ見をし、歩行中のX(日本に常居所を有する甲国人)をはねて負傷させた。Xは、Zに対しては不法行為を原因とし、Yに対しては使用者責任を原因として損害賠償を請求した。以下の各問いに答えよ。なお、各問いはお互いに独立しているものとする。

(1) YおよびZが支払いを拒絶したので、Xは両者を相手取って日本で訴えを提起した。YおよびZのそれぞれに対する損害賠償請求には、何国法が適用されるか。(期末試験総点80点中10点)

(2) Yは、Xの損害賠償請求に応じてXに賠償した。YとZの間の雇用契約には、甲国法を準拠法として指定する条項(「本件法選択条項」)が入っており、Zが故意または過失により第三者に損害を与え、Yが使用者としてその賠償をしたときには、YはZに対して全額を求償できるとする条項(「本件求償条項」)も含まれている。本件求償条項の効力は、甲国法の下では認められるが、日本法の規定の下では完全には認められないものとする。Yは、Zに対して本件求償条項にもとづき求償請求(「本件求償請求」)し、日本で訴えを提起した。本件求償請求には、何国法が適用されるか。(期末試験総点80点中20点)

(3) Yは、Xの損害賠償請求に応じてXに賠償した後、Zに対して不当利得にもとづき求償請求(「本件求償請求」)し、日本で訴えを提起した。本件求償請求には、何国法が適用されるか。なお、YとZの間の雇用契約には、甲国法を準拠法として指定する条項(「本件法選択条項」)が入っているが、本件求償請求を規律する条項は含まれていない。(期末試験総点80点中15点)

(4) Xは、甲国法人Vの提供する傷害保険(「本件保険」)に加入していた。本件保険契約には、甲国法を準拠法とする条項が入っている。Vは、本件保険契約にもとづきXに保険給付を行った。XがYに対して有している損害賠償請求権にVが代位するか、そしてそれをYに対抗できるかを決める準拠法はそれぞれ何国法か。また、日本の裁判所において、Yを相手取って、VがXに代位して損害賠償請求訴訟を提起した場合、原告適格をVが有するかは何国法によって決まるか。(期末試験総点80点中15点)

第二問

甲国に常居所を有する甲国人Xは、めまい治療の薬(「本件薬」)を甲国において服用したところ、重篤な副作用が生じた。本件薬は、日本に本店を有する日本法人Yが日本で製造したものである。Xは、Yを相手取って日本で訴えを提起し、損害賠償請求(「本件請求」)をした。以下の独立した各問いに答えよ。

(1) Yは、本件薬の販売承認を日本のみで得ていたので、日本の小売業者にのみ本件薬を卸しており、添付文書の用法説明も日本語のみで記載していた。Xの服用した本件薬は、日本に居住する日本人Wが知人であるXから依頼を受け、甲国を訪れる際に持参してXに手渡したものである。本件請求には何国法が適用されるか。(期末試験総点80点中10点)

(2) Yは、本件薬の販売承認を日本および甲国で得ており、日本および甲国の小売業者に本件薬を卸していた。Xの服用した本件薬は、甲国の小売業者Zの甲国の店舗でXに販売されたものである。Yは、開発危険の抗弁(日本の製造物責任法4条1号)を提出したが、甲国法上は同様の抗弁が認められていない。Yの抗弁は認められる可能性があるか。(期末試験総点80点中10点)